

令和4年第1回九戸村議会定例会

令和4年3月18日（金）

午前10時 開議

◎議事日程（第4号）

- 日程第 1 議案第 21号 令和4年度九戸村一般会計予算
- 日程第 2 議案第 22号 令和4年度九戸村国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 議案第 23号 令和4年度九戸村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 4 議案第 24号 令和4年度九戸村農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第 25号 令和4年度九戸村下水道事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第 26号 令和4年度九戸村索道事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第 27号 令和4年度戸田財産区特別会計予算
- 日程第 8 議案第 28号 令和4年度伊保内財産区特別会計予算
- 日程第 9 議案第 29号 令和4年度江刺家財産区特別会計予算
- 日程第 10 議案第 30号 令和4年度九戸村水道事業会計予算
- 日程第 11 発議第 1号 ロシアのウクライナ侵攻に抗議し恒久平和を求める決議
- 日程第 12 総務教育常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 13 産業民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 14 議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について
- 日程第 16 議会閉会中における議員派遣の件について

◎出席議員（12人）

1番	古 舘	巖 君	7番	保大木	信 子 君
2番	川 戸	茂 男 君	8番	岩 渕	智 幸 君
3番	坂 本	豊 彦 君	9番	渡	保 男 君
4番	大 崎	優 一 君	10番	山 下	勝 君
5番	中 村	國 夫 君	11番	桂 川	俊 明 君
6番	久 保	えみ子 君	12番	櫻 庭	豊太郎 君

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

村	長	晴 山 裕 康 君
副 村	長	伊 藤 仁 君
教 育	長	岩 渕 信 義 君
総 務 課	長	大 向 一 司 君
移住定住担当課	長	川 原 憲 彦 君
子育て支援担当課	長	浅 水 涉 君
会 計 管 理 者		吉 川 清一郎 君
兼 税 務 住 民 課	長	
保 健 福 祉 課	長	杉 村 幸 久 君
産 業 振 興 課	長	中 奥 達 也 君
地 域 整 備 課	長	関 口 猛 彦 君
教 育 次 長		坂野上 克 彦 君
地 域 整 備 課 主 幹		上 村 浩 之 君
兼 水 道 事 業 所 長		

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	大久保 勝 彦
事 務 局 長 補 佐	野辺地 利 之

◎開議の宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（櫻庭豊太郎君） おはようございます。

ただ今の出席議員は、12 人です。定足数に達しておりますので、会議は成り立ちました。

これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（櫻庭豊太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎議案第 21 号から議案第 30 号までの予算特別委員会委員長の報告

○議長（櫻庭豊太郎君） これから本日の議事日程に入ります。

日程第 1、議案第 21 号「令和 4 年度九戸村一般会計予算」から日程第 10、議案第 30 号「令和 4 年度九戸村水道事業会計予算」までの議案 10 件を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました各議案は、3 月 11 日の会議において、予算特別委員会を設置し、付託したものであります。

審査が終わり、報告書が提出されております。

審査結果について、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

委員長、中村國夫君の登壇を許します。

（予算特別委員会委員長 中村國夫君登壇）

○予算特別委員会委員長（中村國夫君） 予算特別委員会の審査結果について、ご報告申し上げます。

本委員会に付託されました事件は、議案第 21 号「令和 4 年度九戸村一般会計予算」から議案第 30 号「令和 4 年度九戸村水道事業会計予算」までの議案 10 件でありました。

審査の結果は、お手元に配布の予算特別委員会審査報告書のとおりであります。それでは、議案の審査の経過を申し上げます。

議案第 21 号「令和 4 年度九戸村一般会計予算」については、別紙として添付しております修正案のとおり修正すべきものと決定いたしました。

令和 4 年度九戸村一般会計予算に対する修正案は、歳入歳出予算の総額 50 億 3,875 万 6,000 円から歳入歳出予算それぞれ 172 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 50 億 3,702 万 8,000 円とするものであります。

歳入予算では、15 款国庫支出金、4 項交付金、3 目民生費交付金、1 節児童福祉費に計上されている保育士等処遇改善臨時特例交付金 172 万 8,000 円を削除するものです。

歳出予算では、3 款民生費、2 項児童福祉費、3 目保育園費、7 節報償費に計

上されている保育業務慰労金 172 万 8,000 円を削除するものです。

本修正案は、川戸茂男委員から修正動議として提出されました。

修正案の理由としては、1 点目として、職員の処遇改善は、給与条例を改正して、正しく行うべきこと。

2 点目として、地方自治法は、「いかなる給与その他の給付も法律、またはこれに基づく条例に基づかずには支給することはできない」と定められていること。

さらに、地方公務員法でも「職員の給与は、給与に関する条例に基づいて支給されなければならない、またこれに基づかずには、いかなる金銭または有価物も職員に支給してはならない」と定められていることから、明らかに法令に違反するものである、としております。

質疑の後、修正案は採決に付され、委員全員の賛成により「修正案は議決すべきもの」と決定されました。

また、「修正すべきもの」と決定した部分を除く部分については、委員全員の賛成で「原案のとおり可決すべきもの」と決定されました。

次に、「議案第 23 号 令和 4 年度九戸村後期高齢者医療特別会計予算」を除く議案 8 件につきましては、委員全員の賛成により、「原案のとおり可決すべきもの」と決定いたしました。

なお、議案第 23 号「令和 4 年度九戸村後期高齢者医療特別会計予算」は、「原案のとおり可決すべきもの」と決定することに対し、1 人の委員から反対の討論がありました。

起立による採決を行い、賛成者多数により「原案のとおり可決すべきもの」と決定されましたことを申し添えます。

以上、委員長報告といたします。

(予算特別委員会委員長 中村國夫君降壇)

○議長（櫻庭豊太郎君） 委員長の報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑は、省略いたします。

これから、日程第 1、議案第 21 号「令和 4 年度九戸村一般会計予算」から日程第 10、議案第 30 号「令和 4 年度九戸村水道事業会計予算」までの議案 10 件は、順次、討論、採決したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

議案 10 件は、順次、討論、採決いたします。

◎議案第 21 号の討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 最初に、日程第 1、議案第 21 号「令和 4 年度九戸村一般

会計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第21号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり修正することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、修正案は、原案のとおり可決されました。

次に、ただ今修正議決した部分を除く原案について、採決いたします。

お諮りいたします。

修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 次に、日程第2、議案第22号「令和4年度九戸村国民健康保険特別会計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第22号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号「令和4年度九戸村国民健康保険特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 次に、日程第3、議案第23号「令和4年度九戸村後期高齢者医療特別会計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「議長、6番」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

6番、久保えみ子君

○6番(久保えみ子君) 私は、議案第23号「令和4年度九戸村後期高齢者医療特別会計予算」について、反対の立場で討論します。

後期高齢者医療保険制度は、75歳という年齢を重ねただけで、今まで入っていた国保や健保から追い出され、保険料は年金天引きされ、払えない高齢者からは保険証を取り上げる。そして、健康診断から外来、入院まで、あらゆる段階で75歳を超えたというだけで安上りの差別医療を押し付けられる。こんなひどい差別制度です。

後期高齢者医療保険料は、2年ごとに見直され、この制度が存続すればするだけ保険料が天井知らずに連続的に値上げされていきます。保険料を年金天引きにしたのもどんどん値上げしても取り損ねないようにするためです。際限のない保険料値上げと差別医療のこの制度が高齢者を苦しめています。

今年10月からは、これまで窓口負担1割だったのが、収入200万円以上で2割負担になります。命と健康に関わる医療に年齢で差別と、高齢者への新たな負担を持ち込む制度でいいはずがありません。元の老人保健制度に戻し保険料や窓口負担を軽減し、高齢者が安心して医療が受けられる体制にしていくべきです。

今の後期高齢者医療保険制度のあり方が問題だと考えます。

このことから、議案第23号「令和4年度九戸村後期高齢者医療特別会計予算」についての反対討論とします。

○議長(櫻庭豊太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに、討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第23号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者が起立をする)

○議長(櫻庭豊太郎君) ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第23号「令和4年度九戸村後期高齢者医療特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第4、議案第24号「令和4年度九戸村農業集落排水事業特別会計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第24号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号「令和4年度九戸村農業集落排水事業特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、日程第5、議案第25号「令和4年度九戸村下水道事業特別会計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号「令和4年度九戸村下水道事業特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第6、議案第26号「令和4年度九戸村索道事業特別会計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号「令和4年度九戸村索道事業特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 次に、日程第7、議案第27号「令和4年度戸田財産区特別会計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号「令和4年度戸田財産区特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 次に、日程第8、議案第28号「令和4年度伊保内財産区特別会計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第28号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号「令和4年度伊保内財産区特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第9、議案第29号「令和4年度江刺家財産区特別会計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第29号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号「令和4年度江刺家財産区特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 次に、日程第10、議案第30号「令和4年度九戸村水道事業会計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号「令和4年度九戸村水道事業会計予算」は、原案のとおり可決されました。

◎発議第1号の上程・説明・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第11、発議第1号「ロシアのウクライナ侵攻に抗議し恒久平和を求める決議」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

提出者、大崎優一君の登壇を許します。

4番、大崎優一君

(4番 大崎優一君登壇)

○4番(大崎優一君) ただ今、議題となりました「発議第1号 ロシアのウクライナ侵攻に抗議し恒久平和を求める決議」について、朗読して提案説明いたします。

発議第1号

令和4年3月18日

九戸村議会議長 櫻庭豊太郎 様

提出者 九戸村議会議員 大崎優一

賛成者 九戸村議会議員 坂本豊彦

同じく 中村國夫

同じく 川戸茂男

同じく 岩淵智幸でございます。

ロシアのウクライナ侵攻に抗議し恒久平和を求める決議

上記の議案を、九戸村議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由でございますが、ロシアは、国際社会の声を無視し、一方的な口実により、隣国ウクライナへの軍事侵攻を開始した。

九戸村議会は、ロシアによる軍事的暴挙に対し、抗議と非難の意を強く表明するとともに、ロシア軍の即時の攻撃停止と完全・無条件での撤退を強く求める。これが、この決議案を提出する理由となります。

1枚、捲っていただきます。

決議案の本文でございます。

ロシアのウクライナ侵攻に抗議し恒久平和を求める決議

ロシアは、2月24日早朝（現地時間）、「自衛」を口実として、隣国ウクライナへの侵略を開始した。

ロシアの武力による軍事侵攻は、幼い子どもを含む多くのウクライナ国民の尊い命を奪い、負傷者は多数にのぼり、多くの建物が砲撃され炎上し、戦火を恐れ国外に退避する大勢のウクライナ国民が過酷な避難施設での生活を余儀なくされている。

力による現状変更は、戦後、長年にわたって築き上げてきた国際秩序の根幹を揺るがす暴挙であり、領土保全、武力不行使等を規定する国連憲章と国際法に明らかに反する行為である。

さらに、ロシア大統領は核兵器の使用もちらつかせており、核兵器で国際社会を威嚇することは、核戦争の危惧を抱かせるもので、唯一の戦争被爆国の国民として断じて容認できない。

よって、九戸村議会は、ロシアによる軍事的暴挙に対し、抗議と非難の意を強く表明するとともに、ロシア軍による即時の攻撃停止と完全・無条件の撤退を強く求める。

日本政府においては、ウクライナの在留邦人の安全確保に全力を尽くし、日本国内においては国民生活への影響を最小限に抑える対応を行うよう求めるものである。

九戸村議会は、「非核平和の村宣言」（昭和 60 年）に基づく、世界の恒久平和の実現を強く希求するものである。

以上、決議する。

令和 4 年 3 月 18 日

九戸村議会

以上、提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

（4 番 大崎優一君降壇）

○議長（櫻庭豊太郎君） 提案説明の説明が終わりました。

本案は、質疑を省略し、直ちに討論を行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略して、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第 1 号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第 1 号「ロシアのウクライナ侵攻に抗議し恒久平和を求める決議」は、原案のとおり可決されました。

◎総務教育常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 12、「総務教育常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について」、議題といたします。

総務教育常任委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり、村内外の教育施設等の視察調査並びに総務教育常任委員会の所管事務について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎産業民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 13、「産業民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について」、議題といたします。

産業民生常任委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり、村内外の産業公共施設や保育施設等の視察調査並びに産業民生常任委員会の所管事務について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 14、「議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について」を議題といたします。

議会広報常任委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり、議会広報紙の発行及び広聴に関する事務並びに所管事務調査について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 15、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中

の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎議会閉会中における議員派遣の件について

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第16、「議会閉会中における議員派遣の件について」を議題といたします。

令和4年度の議会閉会中において、本村の重要懸案事項の促進・要望及び所管分野の調査・視察等のため、県内外の関係機関等には、会議規則第128条により議員を派遣するものとし、派遣するに当たっては、お手元に配布してあります「議員派遣の件」のとおりとし、派遣議員はその都度、議長が指名することにしたと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、令和4年度の議会閉会中において、本村の重要懸案事項の促進・要望及び所管分野の調査・視察等のため、県内外の関係機関等には、会議規則第128条により議員を派遣するものとし、派遣するに当たっては「議員派遣の件」のとおりとし、派遣議員はその都度、議長が指名することに決定いたしました。

◎閉議の宣告

○議長(櫻庭豊太郎君) これで、本日の日程は、全部終了いたしました。会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(櫻庭豊太郎君) 以上をもちまして、令和4年第1回九戸村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

閉会(午前10時37分)